

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和８年９月１日から適用）

書類 名称	読み替え前	読み替え後	備 考
設 計 委 託 標 準 仕 様 書 （ 管 路 用 ） 〔 令 和 ８ 年 ４ 月 〕 P9	また、作業計画書には、作業期間中に配置する予定の有資格者の合格証明書の写しを添付すること。 ５ 有毒ガス及び酸欠対策 受託者は、作業中、既設人孔その他の地下構造物に出入りする場合は、事前にその構造について確認するとともに、「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能者」を常駐させ、有毒ガス、酸素欠乏空気等の有無を調査及び記録し、地上から常時監視又は連絡できる体制を確立するなど事故防止に必要な措置を講じなければならない。 ６ 墜落・転落災害の防止 受託者は、墜落・転落災害を防止するため、「労働安全衛生規則」（昭和 47 年労働省令第 32 号）等を遵守し、必要に応じて墜落制止用器具の使用等の措置を講じるとともに、作業員等に対して事前に安全教育を実施するなどの対策を講じなければならない。 ７ 気象情報への対応 受託者は、作業中は常に気象情報等に注意を払い、台風、集中豪雨などによる災害発生のおそれがある場合には、保安上十分な措置を講じなければならない。 なお、大雨、洪水又は暴風警報が発令された場合には、直ちに作業を中止すること。作業再開については、警報解除後、安全を確認した上で再開することができる。 ８ 地震発生時の対応 受託者は、作業中に震度 4 以上の地震の発生を確認した場合には、直ちに作業を中止し、作業員の安全確保を図るため安全な場所に避難し、安全確保後に担当者に現場状況を報告する。 また、作業再開については、余震等の情報を収集し、安全を確保した上で担当者に報告したのち作業を再開する。 ９ 屋外調査計画書の提出 管路施設の調査を行う場合は、あらかじめ当局所管部署と協議するとともに当該の出張所に「屋外調査計画書」を提出する。 また、ビルピットの有無を調査し、事前にビル所有者とビルピット排水時	また、作業計画書には、作業期間中に配置する予定の有資格者の合格証明書の写しを添付すること。 ５ 有毒ガス及び酸欠対策 受託者は、作業中、既設人孔その他の地下構造物に出入りする場合は、事前にその構造について確認するとともに、「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能者」を常駐させ、有毒ガス、酸素欠乏空気等の有無を調査及び記録し、地上から常時監視又は連絡できる体制を確立するなど事故防止に必要な措置を講じなければならない。 ６ 墜落・転落災害の防止 受託者は、墜落・転落災害を防止するため、「労働安全衛生規則」（昭和 47 年労働省令第 32 号）等を遵守し、必要に応じて墜落制止用器具の使用等の措置を講じるとともに、作業員等に対して事前に安全教育を実施するなどの対策を講じなければならない。 ７ 気象情報への対応 受託者は、作業中は常に気象情報等に注意を払い、台風、集中豪雨などによる災害発生のおそれがある場合には、保安上十分な措置を講じなければならない。 なお、警戒レベル 3 以上に相当する大雨及び河川氾濫に関する防災気象情報又は暴風警報及び暴風特別警報が発令された場合には、直ちに作業を中止すること。作業再開については、警報解除後、安全を確認した上で再開することができる。 ８ 地震発生時の対応 受託者は、作業中に震度 4 以上の地震の発生を確認した場合には、直ちに作業を中止し、作業員の安全確保を図るため安全な場所に避難し、安全確保後に担当者に現場状況を報告する。 また、作業再開については、余震等の情報を収集し、安全を確保した上で担当者に報告したのち作業を再開する。 ９ 屋外調査計画書の提出 管路施設の調査を行う場合は、あらかじめ当局所管部署と協議するとともに当該の出張所に「屋外調査計画書」を提出する。	

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和８年９月１日から適用）

書類 名称	読み替え前	読み替え後	備 考
設計委託 標準仕様書（管路用） 〔令和８年 ４月〕 P13, 14	（５）流下防止柵（流出防止ネットや親綱など）の設置及び撤去状況 （６）墜落制止用具、チェーンブロックなどの使用状況 （７）作業車両の輪留め、歩行者通路の擦り付け、ケーブルの養生など作業帯内の状況 （８）地域住民に対する広報活動（チラシをポスト等に投かんする。）の実施状況 1. 2.1 屋外作業届 受託者は、屋外作業届に以下の各号を記載し、担当者の確認を得た上で提出する。 1 屋外作業調査内容及び作業実施日 2 作業位置図 3 緊急連絡表 4 道路使用許可証（写） 5 当局管理部署との事前協議録 1. 2.2 雨天時における安全管理 1 口径800mm以上の大口径管きょ内の調査及び下流管口径が800mm以上の人孔内の調査を実施する場合に適用する。 2 受託者は、突発的な局所的集中豪雨に対しても作業の安全管理に万全を期するため、以下の作業中止基準を遵守しなければならない。気象情報については、注意報及び警報（特別警報含む。）の対象を大雨、洪水のいずれかとする。 （１）作業開始前 ア 当該作業箇所、一滴でも雨が降っている場合、作業は開始しない。 イ 当該作業箇所に係る気象区域に、注意報又は警報（特別警報含む。）が発令されている場合、作業は開始しない。 （２）作業開始後 ア 当該作業箇所、一滴でも雨が降れば、即刻作業を中断し、一時地上に退避する。 イ 当該作業箇所に係る気象区域に、注意報又は警報（特別警報含む。）が	（５）流下防止柵（流出防止ネットや親綱など）の設置及び撤去状況 （６）墜落制止用具、チェーンブロックなどの使用状況 （７）作業車両の輪留め、歩行者通路の擦り付け、ケーブルの養生など作業帯内の状況 （８）地域住民に対する広報活動（チラシをポスト等に投かんする。）の実施状況 1. 2.1 屋外作業届 受託者は、屋外作業届に以下の各号を記載し、担当者の確認を得た上で提出する。 1 屋外作業調査内容及び作業実施日 2 作業位置図 3 緊急連絡表 4 道路使用許可証（写） 5 当局管理部署との事前協議録 1. 2.2 雨天時における安全管理 1 口径800mm以上の大口径管きょ内の調査及び下流管口径が800mm以上の人孔内の調査を実施する場合に適用する。 2 受託者は、突発的な局所的集中豪雨に対しても作業の安全管理に万全を期するため、以下の作業中止基準を遵守しなければならない。なお、以下に記載の各種注意報等については、警戒レベル２以上に相当する大雨及び河川氾濫に関する防災気象情報のいずれかとする。ただし、河川氾濫については河川ごとに発表されるため、当該施工箇所に係る気象区域と当該河川との位置関係等を踏まえ、安全であることが明らかな場合はこの限りではない。 （１）作業開始前 ア 当該作業箇所、一滴でも雨が降っている場合、作業は開始しない。 イ 当該作業箇所に係る気象区域に、各種注意報等が発令されている場合、作業は開始しない。 （２）作業開始後 ア 当該作業箇所、一滴でも雨が降れば、即刻作業を中断し、一時地上に	

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和８年９月１日から適用）

書類 名称	読み替え前	読み替え後	備 考
	発令された場合、即刻作業を中断し、一時地上に退避する。 ウ 退避に際しては、作業中の資機材を放置する。 （３）作業開始・再開の条件 作業の開始及び再開に当たっては、次の３項目の全てが確認されることを条件とする。 ア 当該作業箇所如雨が降っていないこと、また、当該作業箇所に係る気象区域に、注意報又は警報（特別警報含む。）が発令されていないことが確認されること。 イ 管内の水位を計測し、事前の調査に基づく通常水位と変わらないことが確認されること。 ウ 作業着手前の安全確認について、屋外調査計画書に定める事項の全てを完了すること。 ３ 受託者は、急激な気象変動などの気象情報を迅速に取得するため、気象情報責任者を指定し、当該責任者の携帯電話に、注意報及び警報（特別警報含む。）の自動配信システムを配備しなければならない。 ４ 受託者は、作業員が管内から地上に、安全かつ迅速に退避するため、人命の最優先を基本とし、ブザー付き回転灯の配備、退避時の資機材放置を盛り込んだ退避計画を作成し、屋外調査計画書に記載しなければならない。退避計画の基本事項は、次のとおりとする。 （１）作業中止基準の明示 （２）ブザー付き回転灯の配備等、退避指示の確実な伝達方法 （３）退避時に放置する資機材などによる管内の状況や退避時間を考慮した退避ルート の決定 （４）作業着手前における退避訓練の実施方法 ５ 受託者は、不測の事態においても人命を確保するため、作業に先立ち、管内に人孔間を結ぶ救助用ロープの設置、人孔への梯子の設置、墜落制止用器具の使用など、適宜、作業環境に応じた対策を組み合わせ、安全対策の充実に図らなければならない。	退避する。 イ 当該作業箇所に係る気象区域に、各種注意報等が発令された場合、即刻作業を中断し、一時地上に退避する。 ウ 退避に際しては、作業中の資機材を放置する。 （３）作業開始・再開の条件 作業の開始及び再開に当たっては、次の３項目の全てが確認されることを条件とする。 ア 当該作業箇所如雨が降っていないこと、また、当該作業箇所に係る気象区域に、各種注意報等が発令されていないことが確認されること。 イ 管内の水位を計測し、事前の調査に基づく通常水位と変わらないことが確認されること。 ウ 作業着手前の安全確認について、屋外調査計画書に定める事項の全てを完了すること。 ３ 受託者は、急激な気象変動などの気象情報を迅速に取得するため、気象情報責任者を指定し、当該責任者の携帯電話に、注意報及び警報（特別警報含む。）の自動配信システムを配備しなければならない。 ４ 受託者は、作業員が管内から地上に、安全かつ迅速に退避するため、人命の最優先を基本とし、ブザー付き回転灯の配備、退避時の資機材放置を盛り込んだ退避計画を作成し、屋外調査計画書に記載しなければならない。退避計画の基本事項は、次のとおりとする。 （１）作業中止基準の明示 （２）ブザー付き回転灯の配備等、退避指示の確実な伝達方法 （３）退避時に放置する資機材などによる管内の状況や退避時間を考慮した退避ルート の決定 （４）作業着手前における退避訓練の実施方法 ５ 受託者は、不測の事態においても人命を確保するため、作業に先立ち、管内に人孔間を結ぶ救助用ロープの設置、人孔への梯子の設置、墜落制止用器具の使用など、適宜、作業環境に応じた対策を組み合わせ、安全対策の充実に図らなければならない。	